

紀南環境広域施設組合職員管理職手当支給規則

制定 平成25年8月1日 規則第17号

改正 平成27年3月27日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、管理職手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲及び支給月額)

第2条 手当を支給する職員の範囲及び支給月額は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 66,400円
- (2) 事務局次長 51,900円

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員の手当の額は、前項の額に紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 職員が手当の支給を受けることができる職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受けるべき手当は、支給しない。

(支給できない場合)

第3条 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。）は、手当を支給しない。

(支給方法)

第4条 手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

2 条例附則第2項に規定する特定職員（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の手当の額は、第2条第1項又は第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 この規則の施行の日前に55歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「この規則の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成27年3月27日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。